



Contents

P2 トピックス

- (1) 第 38 回金融審議会総会・第 26 回金融分科会合同会合の開催について
- (2) 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」(第 2 回) の開催について
- (3) 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～ (案) の公表について
- (4) 金融モニタリング有識者会議報告書の公表について
- (5) 「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について
- (6) 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」札幌開催について
- (7) 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

P6 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P9 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P10 お知らせ

トピックス

(1) 第 38 回金融審議会総会・第 26 回金融分科会合同会合の開催について

平成 29 年 3 月 3 日に、第 38 回金融審議会総会・第 26 回金融分科会合同会合が開催されました。

1. 委員の紹介、会長の互選等

事務局から委員の紹介があった後、委員の互選により、岩原紳作委員が金融審議会会長及び金融分科会会長に選任されました。

また、岩原新会長から、神田秀樹委員が金融審議会会長代理及び金融分科会会長代理に指名されました。

2. 討議

下記のテーマについて、事務局から説明の後、討議が行われました。

- ・日本の市場・取引所を巡る動向と今後の課題
- ・フィンテックや決済高度化を巡る動向と今後の課題
- ・検査・監督のあり方の見直し

あわせて、「市場ワーキング・グループ」及び「金融制度ワーキング・グループ」の報告書が、金融審議会として了承されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融審議会](#)」から、第 38 回金融審議会総会・第 26 回金融分科会合同会合の「[資料](#)」及び「[議事録](#)」をご覧ください。

(2) 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」(第2回)の開催について

我が国の家計金融資産 1,700 兆円の過半は現預金であり、これをバランスのとれたポートフォリオに移行させていくことにより、家計の安定的な資産形成を促していくことは重要な課題です。

このため、金融庁としては、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みを進めています。これに加え、積立 NISA の創設や、家計に対する実践的な投資教育や情報提供などの取組みも重要であり、これらについて総合的に取り組んでいるところです。

先般、こうした取組みなどを進めていくにあたり、長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」(座長：神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)を設置し、

2月3日に第1回会合を開催したところですが、3月30日に第2回会合を開催しました。

第2回会合では、有識者会議の下に設置された「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」において、議論・検討を踏まえた報告書が取りまとめられたことから、報告いただきました。あわせて、「我が国の投資信託の現状」について、議論が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[家計の安定的な資産形成に関する有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(3)「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード> ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案)の公表について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、昨年11月30日、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が取りまとめられました。

意見書では、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化のため、機関投資家から上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくこと等が有効であるとされ、運用機関における利益相反管理の強化など、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを改訂することが提言されました。

意見書を踏まえて、スチュワードシップ・コードの改訂を目的として、年初より、金融庁において、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、3月28日にコード改訂案が取りまとめられ、パブリックコメント手続に付されました。

今後、本年夏の株主総会シーズンまでに各機関投資家が改訂後のコードを念頭に対応を進められるよう、改訂版のコードを公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[公表物](#)」→「[審議会・研究会等](#)」→「[スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

(4)金融モニタリング有識者会議報告書の公表について

金融モニタリング有識者会議は、平成28年8月、ルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換等、これまで金融庁が見直してきたモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理するために設置されたもので、平成29年3月17日に報告書が公表されました。

本報告書では、これまでの検査・監督の見直しの取組みや現状を踏まえ、形式より実質を重視した新しい検査・監督の方向や、それを実現するための具体的な課題（検査マニュアルの抜本的な見直しなど）等について提言をいただいております。

金融庁では、今後、本報告書を踏まえ、金融庁自身としての考え方の整理や作業工程の明確化を行っていくこととしております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融モニタリング有識者会議報告書の公表について](#)」（平成 29 年 3 月 17 日）にアクセスしてください。

(5)「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について

金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」につきまして、平成 29 年 1 月 19 日（木）から平成 29 年 2 月 20 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「本原則」）が、最終的に確定いたしましたので、金融庁ウェブサイトにて公表しました。

また、本原則の公表に併せ、金融庁としての『「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み』についても公表しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、『[顧客本位の業務運営に関する原則](#)』の確定について」（平成 29 年 3 月 30 日）にアクセスしてください。

(6)「地域の成長マネー供給促進フォーラム」札幌開催について

平成 29 年 3 月 22 日に、北海道財務局（札幌市）において、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」が開催されました。

「地域の成長マネー供給促進フォーラム」は、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、各地域で開催しています。過去には、平成 27 年 6 月に福岡および大阪、同年 12 月に仙台、平成 28 年 2 月に名古屋、同年 6 月に金沢で開催されました。

今回の札幌開催では、北海道のベンチャー企業など地元企業から企業の成長フェーズに応じた資金調達について、ベンチャーキャピタルや地域金融機関等から地域のベンチャー企業等に対する成長マネー供給について、幅広い経験に基づく事例や課題が示され、活発な意見交換が行われました。例えば、「北海道では、質・量ともに情報が圧倒的に少ないため、資金調達をはじめ、東京での活動や連携が不可欠」、「事業会社からの出資は、単に資本関係にとどまらず、シナジーを活かして成長を加速させやすい」、「大学発ベンチャーのビジネス化には、大学側の人材やノウハウの不足など、課題が多い」などの意見が聞かれました。

(7)「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところとご指摘もあるところであります。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 28 年 6 月から 12 月までの 6 か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成 28 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に 316 件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

11 件

【主なご意見等】

[\(別紙\)をご覧ください。](#)

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「ご意見・情報を受け付けます」の「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAX の場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町庁舎 7 号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 3 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について](#)
- [第 38 回金融審議会総会・第 26 回金融分科会合同会合議事次第](#)
- [金融モニタリング有識者会議報告書の公表について](#)
- [ブロックチェーン技術を活用した金融・経済取引等に関する国際的な共同研究について](#)
- [「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」の公表について](#)
- [平成 28 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）](#)
- [顧客本位の業務運営に関する原則（案）](#)
- [「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

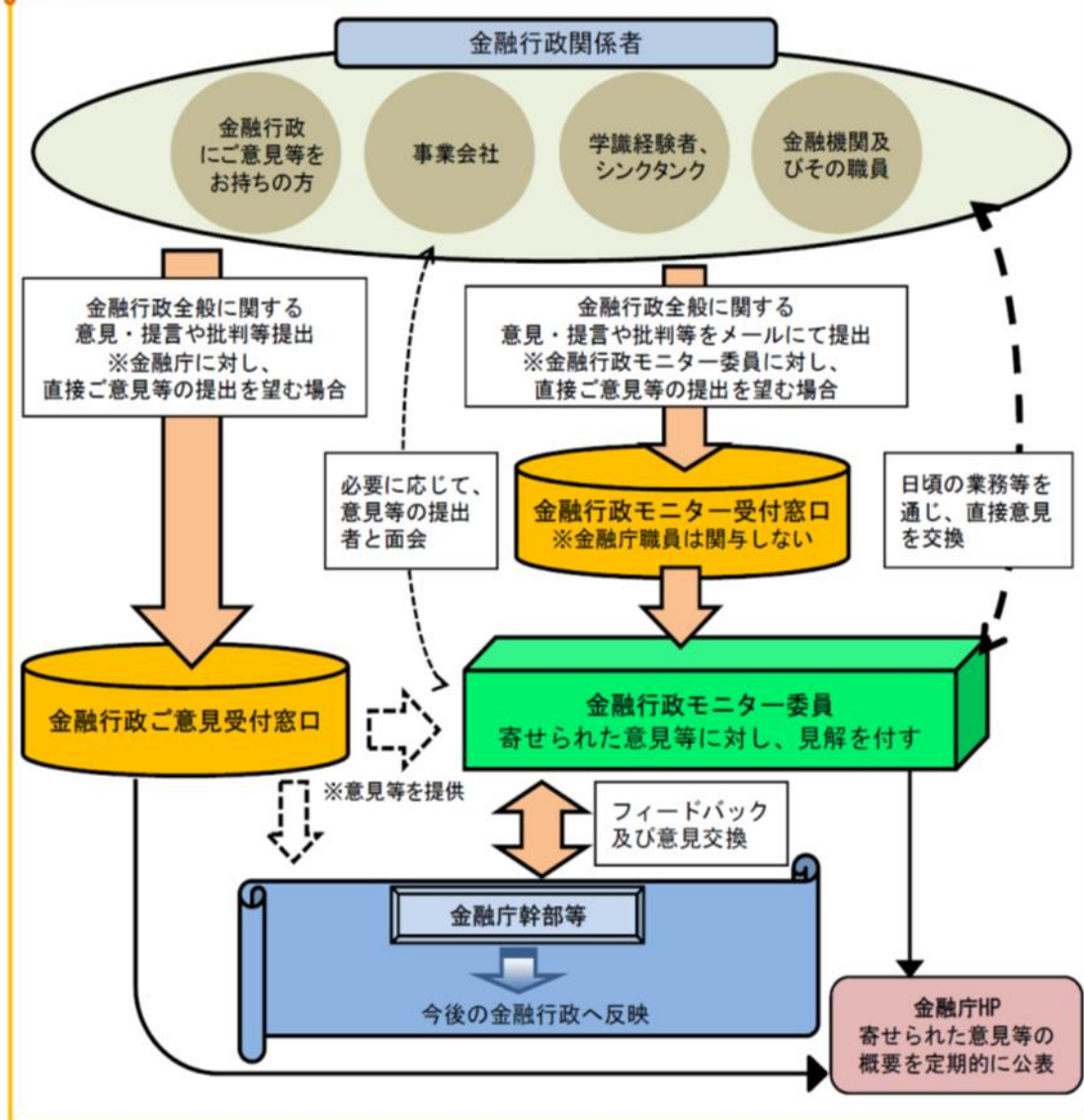
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
調達情報	<u>「調達情報メール配信サービス」</u>	—

